

最初に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） 9番、内海和子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

質問に先立ちまして、先ごろ森戸小学校前の堆積物が除去されたこと、また中央公民館に洋式のお手洗いが設置されたことに対しまして、住民の皆様にとっても喜ばれていることをご報告いたします。生活環境課や教育委員会の職員の方々には、速やかに対応していただきまして、まことにありがとうございました。感謝しております。

それでは、質問に移ります。さて、政権交代後8カ月で総理が変わり、内閣改造の最中となりましたこの議会でございます。一国の首相が1年ごとにころころと変わる、このような状況はますます政治不信を助長させるばかりで、まことに憂うべき日本となってしまいました。しかしながら、どんな状況におかれましても、地域住民の生活というものはそう変わるものではございません。生活者の視点を忘れることなく、この地域の安寧を願って質問をさせていただきます。

まず第1項目は、事務事業についてでございます。平成17年度からの組織機構の見直しで、部課の統廃合や配置がえなどあり、4部33課ありましたセクションも3部23課とかなりスリムになりました。国の施策が変わり、サービスがふえる中でのこの取り組み、組織機構の改革には、敬意を表するものです。

そこで、第1の質問は、各種推進委員会、審議会等の手続としての位置づけはどうなっているのかということでございます。過日、久しぶりに参加しました某推進委員会では、町長の委嘱にもかかわらず、要綱も規則もなく開催され、また記録もないことで過去の経緯もわからず、委員の方々が大変戸惑っておりました。幸いいろいろな意見が出ましたので、今後に生かしていくことにはなりましたが、このような推進委員会や審議会の位置づけはどのようになっているのでしょうか。住民参加は民主主義の原則ですが、その位置づけがあいまいで、形骸化しているのではないかと危惧されます。ご説明をお願いいたします。

第2の質問は、このような町長が委嘱する推進委員会はどのくらいあり、どういう根拠でなされているのかということでございます。

第3の質問は、内規とは、どのような過程でつくられているのかということですが、これはホームページの例規集には載せられないもののようなので、ご説明をお願いいたします。

第4の質問は、職員の研修はどのような内容で、どのくらい行われているのかということですが、昨年臨時職員が多く採用され、ことしはこの6月に職員募集で20名の公募がありました。前回での一般質問でも申し上げましたが、臨時であろうと正規であろうと、一市民の目から見ましたら、皆さん町の職員であることには変わりありません。過日住民の方から、健康保険税の督促があり窓口へ行ったら、いかにも払わないことが悪いことのように言われ、不愉快な思いをしたとのこと。その方は、払わないのではなくて、ほんの少しおくれただけということでした。多分言い方が悪かったのではないかと思います。例えば、そうした接客態度などの研修も含めて、どのような研修を何時間ぐらい行っているのでしょうか。

第2項目めとしましては、高瀬舟運航についてでございます。さきの議会で観光事業の見直しを質問しましたが、この高瀬舟に関しては、町長は、町のシンボルとして赤字でも継続するとのことでした。

であるなら、観光事業としてどのようなPR策を講じているのでしょうか。議会でも10年も前から無駄な事業の一つに挙げられていて、かつての議員も取り上げていたことです。実際半年間も堤防の上に陸揚げされていて、川の水が多くても少なくても欠航する、このような事業はとっくに仕分けされてしかるべきと考えるのですが、今までにもどのような策を講じたのか、お聞きいたします。

以上、2項目5点にわたり誠実な答えをお願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目めの1点目に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須長 弘君登壇〕

○総務課長（須長 弘君） おはようございます。ただいまの内海議員さんの事務事業についての質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の、各種推進委員会、審議会の手続としての位置づけはどうなっているのかとのご質問でございますけれども、ご存じのように、審議会等は普通地方公共団体の執行機関の附属機関として、法律または条例の定めるところによりまして、総じて各種団体の代表者や実務・学識経験者などのいわゆる公益委員によって組織されていることが多いようでございます。行政に関する重要な政策方針など策定や審査・審議または調整を行うことなどを目的として、地方自治法第202条の3に基づくものと同法第180条の5に基づく、設置義務のある委員会等が位置づけられているところでございます。

また、各種委員会は、総じて、特定の目的や事業を具体的に推進するために、関係団体、関係者や知識の有する方をもって規則や要綱、規約等の定めに基づいて設置をされているものであるというふうに考えておりますので、ご理解のほどいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 具体的に推進を進める会として法的にのっとってやっているということでございますけれども、先日私が携わった委員会では、そういった要綱など全く見当たらず、委員の方の中から、その推進委員会、今回公募いたしましたので、そういう委員の方からは、この推進委員会は何を目的かということでもちょっと聞かれたりして、いろいろと紛糾というほどでもありませんが、ちょっといろんな意見が出ましたものですから、調べましたところ、さかのぼってありましたのですよね。そういうことに関して、ちゃんと手続の……手続といいますか、引き継ぎがちゃんとできていたのかどうかということもちょっと疑問になりましたね。4月異動がちょっとありましたので、いろいろガタガタなさったのは確かかと思っておりますけれども、そうした引き継ぎというものはどういうふうにちゃんとされているのかどうかということも含めて、どんなふうになっているのかをお願いします。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

総務課長。

○総務課長（須長 弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

事務引き継ぎ等につきましては、基本的に事務処理規定がございまして、その中で、事務の引き継ぎを行うというようなこととなります。事務引継書の内容につきましては、現況、さらには課題、将来への展望、こういうものを書くことになってございますけれども、どちらかといいますと課題が多いというような内容の部分になってございます。そういう中では、どこまで事務引継書に書けばいいのかとい

ような疑問点はございますけれども、通常であれば、その事務引継書の中で、課題等があれば整理をされているものというふうに確信をしております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 的確にされていることとは思いますが、よく人事異動で、4月は特にだと思えますけれども、いろんな方が異動されてきて、もう前から思っていたのですが、課が変わってしまうと、本当にまた市民側としては一から聞かないとまたわからないような状況がありますので、その辺のところは、大変忙しい時期ではありますでしょうけれども、やっぱりそれもお仕事でございますので、ちゃんと引き継ぎをきっちりやっていただきたいなと思ひまして、これはもう要望として、ぜひよろしく願いいたします。この項はそれで、この項といいますと、①のところですね。

○議長（木村信一君） はい、わかりました。

次に、2点目に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須長 弘君登壇〕

○総務課長（須長 弘君） 2点目の、町長の委嘱する推進委員会はどれくらいあり、どういう根拠でなされているのかとのお質問でございますけれども、現在町長が委嘱している推進委員会等の団体は14団体あります。先ほどご説明をさせていただきましたように、根拠といたしましては、町が定める要綱や規定等に基づくものでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） そのようにされているとは思いますが、それででしたらば、この間の町長が委嘱された会議でそういったことが伝わっていなかったのはどういうわけだったのかということですね。そういう根拠ですね、条例ではないです、この場合は要綱だったと思えますけれども、要綱に従ってされているはずなものが、一番最初の会議にもかかわらず、その要綱がなかったというのはどういうことだったのでしょか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（須長 弘君） ちょっと逆にお聞きしたいのですが、その実際の団体名につきましては、男女共同参画推進委員会というようなことでいいのでしょうか。

○9番（内海和子君） そうですね、はい。

○総務課長（須長 弘君） それについては、ちょっと把握してございませんので、調べさせて回答させていただければと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） ちょっと幾度かお聞きはしたのですが、ちょっと誠意がないかなという感じいたしますね。それでは、それで結構です。お願いいたします。

それでは、次のことに……。

○議長（木村信一君） 次に、3点目に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須長 弘君登壇〕

○総務課長（須長 弘君） 3点目の、内規はどのような過程でつくられているのかとのご質問でございますけれども、内規は行政機関内部の規定でございます。事務を執行する過程で統一した事務処理の基準または手続等について、担当等で協議がされ、作成をするものというふうには認識をしております。法規としての性格を有しない、内部規定の性格を有するものでございまして、先ほども申し上げましたように、要綱や規定というような形で定められている場合があるようでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

○9番（内海和子君） 結構です。

○議長（木村信一君） 結構ですか、はい。

次に、4点目に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須長 弘君登壇〕

○総務課長（須長 弘君） 4点目の、職員の研修はどのような内容で、どれくらい行われているのかとのご質問でございますが、社会経済情勢が大きく変化をしている中で、よりきめ細かな対応が求められておりますところから、総務部長を委員長といたしました境町職員研修委員会を中心といたしまして、職員の資質のより一層の向上を図り、住民の信託にこたえる職員の能力はもとより、これまで以上に分権時代に適切に対応できる人材の育成を図るべく、茨城県自治研修所が主催をします研修、さらには町独自の研修を実施をしているところでございます。

具体的には、昨年度実施をしました研修内容について報告をさせていただきます。茨城県自治研修所が主催をする市町村職員研修では、階層別研修といたしまして、まず3日間にわたる新任採用職員課程、さらには新任係長課程の実施、また2日間にわたる新任課長補佐研修、新任課長の研修、それに1日間でございますけれども、新任部長等の課程の5つの課程に約20名を参加させていただいて、受講をしているところでございます。

また、特別研修といたしまして、地方自治講座、さらには表現力スキルアップ講座、危機管理セミナーのこの3講座に3名を派遣いたしました。受講をさせているところでございます。

また、町独自の研修といたしまして、新規採用職員に対しましては、例年2日間にわたりまして町職員を講師といたしまして、「境町職員としての心構え」、また「親しまれる公務員となるために」、そして「境町第四次総合計画」等を内容とした研修を実施してきたところでございます。さらには、民間の講師を招きまして、メンタルヘルス的な研修も1日2班に分けて実施をするなどの取り組みをしているところでございます。また、今年度におきましても、さきの議会で議員ご指摘いただきました、窓口に配置になります臨時職員等を対象にしまして公務研修協議方式接遇研修というような、指導者、これは町のほうでの職員でございますけれども、人材を育成した人がございます。これらを講師といたしまして、電話による接遇、さらには「個人情報保護法等について」を題といたしまして研修会を実施して

いるところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） いっぱいされていることは伺っておりましたのでわかりますけれども、それにしてはどうして、住民の方からいろんな声はまだちょっと聞けますものですから、どうしたものかなという感じがいたします。それで、きのう多分資料の中で出たことかもしれませんけれども、これは次世代育成支援対策後期行動計画にかかわるニーズ調査報告書なのですからけれども、たまたまきのう私もいろいろ拝見しております、その中に、これは次世代のですから今の質問とはちょっと特別関係ないことですからけれども、その中の市民の声の一つとして、これ本当に町のこと言っているのかなという意味で、私ちょっと気にかかりましたのですけれども、ちょっと読み上げてみます。その方は、坂東市から来られた3歳児を抱える方のようなのですけれども、「境の役場は案内の人もいない。住民課以外は窓口立っていてもみんな知らない顔をしていて、何度か『済みません』と言うとやっと出てくるという感じで、本当に不親切だ」とこの言葉がすごく「ええー」ということでね。これは大分まだ新しい資料だと思いますね。そういう若いお母さんがそのような感じを持たれたということは、やっぱりそこに何かあるのではないかなと思ひますので、より一層のやっぱり研修をお願いしたいと思ひます。

それで、その中で、ほかの地域では、例えば民間へ出向するとか、あるいは民間の、まあ銀行さんあたりの、そういった接客業に長けているそういう方をお呼びしてとかあるのですけれども、そういう方向性というのはお考えないでしょうか。では、町長、お願いします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 今のような投書があったと、非常に残念なことなのですからけれども、逆の投書も実は今回町長の手紙で来ております。全く逆の投書も来ていることも事実であります。ちょっと後で持ってきてください……。

そういう中で、1つ言えることは、例えば古河市なんかですと、窓口の案内なんかは民間委託なのですね、職員も。そういうところもあるのです。それと、もう一つ考えられることは、非常に職員が、きのうも申し上げましたけれども、45%が50歳以上という、こういう問題もあるのかなと今思ひながら聞いていました。若い職員については、ここ、去年1年人数がほとんど入っていませんから、教育する機会も少ないのですが、当初私になつたばかりに入った職員については、民間企業2社、環境センター、あるいは福祉協議会、そういうところへ研修に出しています。その後、私が年に何回か研修をしていましたので、その辺は、そういうことをこのところちょっとね、職員が入っていませんのでやっていませんでしたので、そういう面もあるかと思ひますけれども、今後新採については、そういう研修をやってまいります。民間企業へも行かせますし、環境センターとか、ごみの処理状況とか、あるいは社協での介護の問題とか、こういうものも経験していただいて、それから役場の仕事を研修をしてついでという、そういう方法を考えていますし、またそういう方法で最初のうちはやっていたのですけれども、ここ職員の採用はなかったものですから、そういう機会が少なかつたというだけのことでございます。住民課以外の窓口ということになりますと、きょう課長全部聞いていますから、多分、全員来て

いますから、課長はそちらのほうに。いい機会でね、ご指摘をいただいたこと、これは肝に銘じて、私、毎月部課長会議でその話はしているのですよ、実を言いますと。もうサービスということのを忘れるなど。農協や銀行とか、そうよ、デパートよりサービスいい境町にしようということをやっていますので、職員一人一人までそれが伝わっていないとすれば残念なことなのですけども、これからはっきりそれはやってまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） ぜひ、今回は大勢の方もお入りになると思いますし、また臨時もいっぱい入られたと思いますので、公民館なんかの方もこちらの研修と合同で研修させるとこの間の議会でもお答えいただいておりますので、ぜひその辺の研修はよろしくお願ひしたいなと思います。

それから、環境センターや何か、もちろん町の施設を見学したり体験することは大事だと思いますけれども、やっぱり民間では啓発セミナー、とてもいい企画のいっぱいありますので、そういうものとか、あるいは先ほど申し上げた銀行さんなんか1週間でもちょっと行かれれば、また違う視点から物事を見ることができるかなと思いますので、そういうこともちょっと、どうでしょうか、お考えとしていかがかなと。ちょっとだけお願ひいたします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長ですか……。町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 民間企業への研修というのはこれからもやっていきたいと思っています。これはやっぱり民間のことも知らないと、役場の職員できないと思いますので、これから入る職員についてはすべてそういう研修をしていきたい、そう思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

○9番（内海和子君） 結構です。

○議長（木村信一君） これで1項目の質問を終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 石川正夫君登壇〕

○産業建設部長（石川正夫君） 続きまして、高瀬舟運航についてとのご質問にお答えいたします。

町のシンボルとして継続ということだが、そのためのPR策は何かとのご質問でございますが、高瀬舟さかい丸につきましては、皇太子殿下のご成婚を記念した旧建設省の利根川水辺整備事業の一環として、平成9年に建造し、平成10年5月から一般乗船運航を開始いたしました。現在は、境河岸から江戸川水閘門までの周遊を4月から9月の間運航しております。利用状況につきましては、20年度は890名、21年度は1,592名、今年度は5月末現在で1,198名であります。PRにつきましては、インターネットの境町ホームページ「いばらき圏央道沿線ナビ」への掲載や、パンフレットを作成してPRに努めております。また、乗船場の案内についても、案内標識等を国道354号線沿いに設置するなど、わかりやすい方法で対応しておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） ただいまお聞きいたしますと、結構乗船者もふえているということでございますけれども、私が調べたところによりますと、高瀬舟の収益はわずか13万3,100円です。職員1名が250万ぐらいだと思いますけれども、雇っていると思いますし、それから燃料代が50万はかかっているようですので、はるかにそれをしのいでも赤字もということなのだと思いますけれども、ただ赤字でも町のシンボルということでおやり続ける、それはそれで結構だと思いますけれども、今それで数字挙げたので私も数字言ったのですけれども、それはそれで、わかりやすい方法で掲示しているということでございましたけれども、わかりやすいとはちょっと私は思わないのですね。例えば、インターネットでさかい丸というので訪ねてきたときに、土手に来ますよね、そうすると、どこが乗船場かというの非常にわかりにくいですね。それから、旗が立っていて非常ににぎやかでそれはいいのですけれども、では、旗は立っているのだけれども、どこに乗るのかなと。おりていくと、舟が見えないので今度またよくわからないという状況になってしまって、やっぱり、それから、あそこに事務所ありますけれども、あれ全然機能していないようですのでね。それでまた、その乗るときに、どこで乗船券を買っていいのかということもちょっとよくわかりません。私がもし乗りたいなと思って行ったとき、時間は表示ありますけれども、どこでだれに言ったらいいのかなというのがよくわからないですね。だから、その辺のところ、もうちょっと親切に何かの標識でも何でもいいのですけれども、わかりやすい方法でやっていただけるとありがたいかなと思います。

それから、さかい丸の就航状況というのもやっぱり、これは無理だと言うのですが、川の流れの方向に向いているので、例えば土手に上がったとき、それどこかわからないのですよ、見えないのですよね、だから。反対の方向に看板があるので、こっち側に、ここにおりてここを見ればわかるのですけれども、ずっと見たときにわからない。こっちから見たときわからないと、そういうところがあるので、これは流れの関係で、もし大水になったとき流されてしまうので無理だということでございますけれども、そうであるなら、もし、何かもっと違う方法でね。例えば、駐車場のところにここが乗船場という何か看板あると思うのですけれども、ちょっと駐車場のたたきがありますから、そののところにでもちょっと立てるのもいいのかなとか、方法はいろいろと知恵を出していけばあるのではないかと思いますけれども、いずれにしても、来たお客様に対して、どこにどういうふうに乗っていいのかとわからないのではないかなと私なんかは思います。ですから、団体の場合は予約ということですから、そういうのは大丈夫かもしれませんが、その辺のところの掲示ですか、詳しい掲示、乗船場がどこかというのがわからない。そんなことをちょっと検討していただけるかどうか、ちょっとお聞きしたいなと。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（石川正夫君） 乗船場所等の位置がわかりづらいとのことですが、のぼり旗等を通路に設置することにより乗船場所をわかるようにしたいと考えております。また、切符の買い方等についても、案内板を設置、あるいは作製し、乗船する方が切符を購入しやすいように工夫をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番(内海和子君) それでは、乗船場の件は、わかりやすい標示とか、あるいはチケットをどこで買うのかとか、そういうことも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つ、ほかにいろいろとあるのですけれども、例えば、今堤防の、皇太子ご成婚で整備された、川辺の事業として整備されたものですが、そこ散策する方はいっぱいいて、その管理は町がすることになっていると思うのですが、そこで、私も時々歩いたりするので非常に気がつくのですが、遊歩道があるのですが、その遊歩道に、遊歩道のみならず川辺の石畳のところを車がどうも入り込んで渡っていくとか、それから遊歩道はもちろん渡って、それで釣りのところへ行くと、そういう方がちょっといらして、正直遊歩道では散歩なんかのんびりしていると、ちょっと来たりするとびっくりしてしまうのですよね、本当に。だから、やっぱりそこはちょっと、あの遊歩道というのは人が通るだけの遊歩道にできるはずですので、いつか傷んでくると思ひますよね。それから、もちろん岸辺の石畳がきれいにされている、あそこはもちろん車が入らないことを前提に作られていると思うので、もう頻りにそうやって入りますと、やっぱり絶対傷むと思ひますね。今もちょっと沈み込んでしまって段差にちょこっとなっている部分なんかありますから。ですから、それわだちなんかあるからわかるのですよね、通ったところ。ついこの間も船頭さんに伺いましたら、やっぱりそういうことがあると。大変実は困っていると。それ注意したいのだけれども、看板も何もなくてやりづらいうようなこともお聞きしましたので、やっぱりちょっとその辺のところも何か注意、境の方ではないかもしれないのですが、釣りとかいらしての方がね。ですが、やっぱりそういう方が遊歩道とか公園の中に入り込まない方法も何か講じていただきたい。なぜかといいますと、ちゃんと駐車場ありますからね。駐車場がありますので、そこに車を置いて、やっぱりちょっとですが歩いていけばいいのではないかなと思ひます。そのために遊歩道もちゃんと住民のために整備されていると思ひますので、そこ、遊歩道とかたまたまの石畳のところ「進入禁止」、もちろん「進入禁止」でフェンスがしてあるらしいのですが、それをとって入ってくるということですので、どうしようもないのかもしれませんが、そこはイタチごっこになるかもしれないですが、ちょっとやっただく。これも何年も私あそこ散歩しているのでしょっちゅう思うのですが、しょっちゅう言っているとは申しわけない。以前は都市計画課のありましたときは非常によくしていただいたのですが、そういうの今ちょっとなくなってしまったので、ここの管理のことも明確でないところがあって、ちょっと言い出しにくかったところもあるのですが、ぜひその辺のところ、利用している者の立場からすると、安全とかいう面からも、それからつくった当初の目的からいって、ちょっと逸脱していると思ひますので、その辺のところは「車進入禁止」、それをお願いしたいと思ひますけれども。

それから、それと、遊歩道に草がもう生えてしまうのですよね。結局大水になると泥がいっぱい堆積いたしますから、それ放っておくと、もう草になってしまっていて、あるところはもう人1人通れるぐらいの道になってしまっているところがありますので、やはりそういうのも本当は早目に対処すれば、しょっちゅうきれいな、きれいなというか、ちゃんと通れる道として使えると思ひますので、その辺のところを、車のことと、その堆積のものを除去するとか、そういうことに関して何か講じることはできないのでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（石川正夫君） 遊歩道の整備についてとのご質問でございますが、遊歩道につきましては、当時の建設省が利根川、江戸川の水辺プラザ整備計画の中で整備し、その後、利根川上流工事事務所と町とが浸水護岸等の管理に関する協定書を締結いたしまして、町が良好な水辺空間として安全かつ有効に利用することを目的に管理をしているところでございます。議員ご指摘の遊歩道は、菜の花フェスティバルの機関車やったところと、そのちょっと上、土手から来ている……

〔「そう、その周りですね、菜の花のあったところ」と言う者あり〕

○産業建設部長（石川正夫君） そのところですよ、はい。その場所については、一部やはり議員ご指摘のとおり狭くなっているところがございます。また、車どめの損傷、紛失がありました。それを、やはり町民の皆様方が水辺を安心して通行できるようにすることとともに、車両進入禁止の看板、あるいは車どめの設置等に関係機関と協議をする中で進めてまいりたい、かように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、そのように、ぜひいろんな対策、でき得る限りのことをかなえていただいてやっていただければと思います。本当にすばらしい遊歩道がある安らぐ空間ですのでね、私はぜひ維持していただきたいという思いで申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つは、その堤防のことが出たついでと言うと申しわけないのですが、草を刈りますよね、草を刈った後、そのまんまにしておかれてしまって、本船町の側溝に入り込んでしまうということがあったりしますので、それとまた、1度などはたばこの火で燃え上がってしまって、ばーっと火事……というほどではありませんが、あの堤防が燃えたことがあります。そういうこともありますので、やっぱり枯れた草、刈った後の草をちゃんと始末していただけないかなと。これを言いますと、どうも建設省の管轄だということで、私も区長のときに建設省に、建設省というか、その土木ですけれども、電話して来ていただいて、その方も本当に親切な方で、「いつでも言ってください」とは言われたのですが、しかし、そのときにですね、何か契約の上で2回ぐらいは刈ってちゃんと始末するけれども、あとの1回は始末しなくてもいいというような、そういう契約になっているということを聞いたので、ちょっとそこも驚いたのですけれども、もしそういうのであれば、町独自で、建設省だけでなくですね、1回ぐらいちょっと点検というか、ちょっとまとめていただくとか。あと、少なくとも人家のある周辺だけはちょっとまめにやっていただけるとありがたいかなと思います。草刈りと草刈りの後の始末と。その辺のところはちょっとどちらに、建設省なのですか、建設課ですか、どちらに聞いたらいいい……町長でよろしいですか、済みません。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長ですか、町長ね。町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 今ですと、経済産業省ではなくて、もとの建設省、今国土交通省管轄になりますね。そこで、土手の草刈りというのやってくれるのですけれども、私も正直言って宮本町の方から電話いただいて、すぐ片づけるようにとお願いをしたことがあるのですけれども、何か刈って何日か置か

ないといけないというふうな決まりもあるみたいで、刈ってすぐやるということは何かできないというふうな業者の話でありました。その辺のところは、ちょっとこれ、国のことなのでよくわからないのですが、町である土手の管理を全部するということはなかなか、相当な費用をかけないとできないものですから。1回やってしまうと、今度は国交省が「町でやれ」なんてことになってしまうことも考えられますので、その辺のところは国土交通省とよく町のほうのお話し合いをさせていただいて、住民に迷惑のかからないような、そういう対策をとるようにお願いをしてみたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それと、先ほど内海議員さん、住民からの手紙ということで読んでいただきましたけれども、職員、多分相当ショックを受けていると思いますので、私のほうへ来ている手紙もちょっとだけ紹介させていただいてよろしいでしょうか。

○9番（内海和子君） はい。

○町長（野村康雄君） 「私は境町の住民として誇りを持っています。なぜならば」ということは途中入りますけれども、その後、「窓口の接客態度も親切丁寧で、むしろ民間人より上位で、役場に出向くのが楽しいくらいです」と、こういうふうな内容を書いた、まあ、ほかに要望もありますけれども、これはちゃんと匿名でなくて記名で来ておりますので、職員の方には、こういう意見もあるし、こういう意見もあるのだということを知ってもらう意味で紹介させていただきました。失礼いたします。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 質問ではありませんけれども、今町長おっしゃったように、草刈りの件は、やっぱりちゃんと国交省と交渉していただいて、少なくとも人家のあるところぐらいはちょっとまめにやっていたら。きのうも実はもう住民の方が早速やっぱり、刈ったままにしてありましたので、ちょっとあれがまた堆積すると、その上に犬のふんをされたりとかいろいろあるのですよね、やっぱり。だから、そういうことも気持ちよくやっぱり皆さんに楽しんでいただくためには、きれいに整理しておいていただけると大変ありがたいかなという思いで質問いたしましたので、ぜひ何か検討していただければありがたいと思っております。

それから、今ついでに職員のことが出ましたので、本当にそういう方もいると思いますよ。私も最近はとてもよくなったということは聞いております。しかしながら、やっぱりその方の資質にもよるのかもしれないので、これは何とも言えませんが、昔流にいうと「公僕」という、「パブリックサーバント」ということで、本当に奉仕する心を持っていただければありがたいかなと思いますので、ぜひそのところは、やっぱり境町の職員としてどこへ行っても誇れる、そういう方であっていただきたいなと思っておりますので、申し上げました。

以上、それでは、私の質問はそれで結構です。

○議長（木村信一君） これで内海和子君の一般質問を終わります。